

栗林公園消防用設備等保守点検業務に係る公募について（公告）

次のとおり、栗林公園消防用設備等保守点検業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募します。

なお、本公募は、本業務に係る令和6年度予算が議会で可決され、令和6年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに効力が生ずるものとします。

令和6年3月13日

香川県栗林公園観光事務所長 山本 知子

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 栗林公園消防用設備等保守点検業務
- (2) 委託期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (3) 委託業務の概要

栗林公園消防用設備等の保守点検業務

1) 保守点検の対象

栗林公園内の①消火器具②動力消防ポンプ設備③自動火災報知設備④漏電火災警報器⑤誘導灯⑥自動通報装置⑦パッケージ型消火設備

2) 保守点検の内容及び回数

消防法第17条の3の3の規定に基づき、保守点検対象となる消防用設備機器及びその配線等について、適正に点検を行う。

- ・機器点検（年1回）
機器の外観・機能・作動点検
- ・機器点検、総合点検（年1回）
機器の外観・機能・作動を含む総合的な点検
（煙感知器の感度測定、地区音響装置の音圧測定等）

3) その他

- ・故障、誤作動、機器不調等緊急時には、当園の指示により緊急（応急）点検を行うこと。
- ・1回の点検完了毎に報告書を提出すること。
- ・消防法第17条の3の3の規定に基づき、管轄の消防署へ届出・報告を行うこと。
- ・再委託は禁止する。
- ・保守点検時、必要に応じ機器が正常かつ良好な機能状態を保てるようにするための部品交換を行うこと。この場合、一定金額（別途協議）以下の部品代については、点検業者側の負担とする。
- ・機器等の部品等を備蓄するなどして、早急に修繕できるよう努めること。

2 応募資格

民間事業者などで、次の各号の全てに該当する者

- (1) 香川県内に本店又は営業所、活動拠点を有する法人又は県内に住所を有する個人
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成 11 年香川県告示第 787 条）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 香川県税等に滞納のない者
- (6) 当該業務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び技術・人員を有している者

3 応募方法

応募意思表明書（様式任意）を栗林公園観光事務所総務課に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和 6 年 3 月 13 日（水）から令和 6 年 3 月 21 日（木）まで

（受付時間）8：30～17：00

4 契約方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が 1 者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が 2 者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 電子契約の可否

- (1) 可とします。

※電子契約（契約書を電子ファイルで作成し、双方の押印に代わり、電子契約サービスによる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）を行う場合は、県が指定した電子契約サービスを利用します。ご利用にあたっては、インターネット環境と、契約締結に利用するメールアドレスを用意していただく必要があります。

- (2) 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時又は見積書提出時に電子入札システム又は電子メールにより提出してください。
- (3) 電子契約においては、タイムスタンプが付与された日が契約締結日となります。

6 応募・照会先

〒760-0073 香川県高松市栗林町1-20-16

香川県栗林公園観光事務所総務課 担当：鳥山

T E L : 087-833-7411

F A X : 087-833-7420